

証券コード 6678
2020年6月9日

株 主 各 位

神奈川県横浜市都筑区仲町台五丁目5番1号

株 式 会 社 テクノメディカ

代表取締役社長 實 吉 政 知

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。**

当社では、従来の書面による議決権行使に加え、インターネットによる議決権行使制度を導入いたしました。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否をご入力いただくか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2020年6月24日（水曜日）午後5時までには到着するよう、議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 横浜市港北区新横浜三丁目18番1号
新横浜国際ホテル 南館3階 「ヘンリーハウス」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第33期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 剰余金処分の件

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第 3 号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- ご出席の株主様へのお土産のお渡しはございません。何卒ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルスの影響により、株主総会の運営方法や開催会場に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.technomedica.co.jp/>）に変更内容を掲載いたします。
- 新型コロナウイルス感染予防の観点から、ソーシャルディスタンスが確保できないと判断される場合や、咳やくしゃみの症状がある株主様がご来場された場合、やむを得ずご入場を制限することがございます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.technomedica.co.jp/>）に掲載しております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.technomedica.co.jp/>）に掲載いたします。

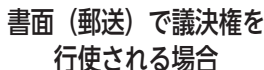


議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



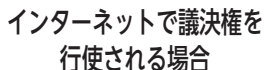
日 時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで



行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

➡こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
 反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印
 反対する候補者の番

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

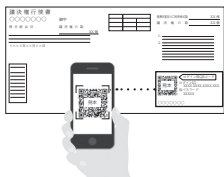
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

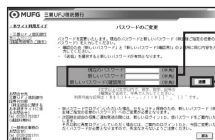
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

1. 企業の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用環境・所得環境が改善を続ける中で、企業収益も高い水準を維持し、緩やかな景気回復基調にありましたが、10月に実施された消費増税の影響に加えて、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の拡大により景気の押し下げ懸念が強まり、予断を許さない厳しい状況となりました。

医療機器業界においては、新型コロナの拡大により医療現場がひっ迫した状況を迎える中で、医療体制を維持し、医療従事者を支える産業としての社会的責務を果たすために、各社がそれぞれの立場において負うべき役割が問い直されております。

このような経営環境の中で当社は、主力製品である採血管準備装置について、より安全で正確な採血業務を実現する高機能モデルの普及に努めながら、中小規模の医療施設に向けた小型製品「BC・ROBO 7」の販売拡大や、消耗品等の安定供給にも積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は9,810,534千円(前期比5.1%増加)となりました。なお、総売上高に対する海外売上高の占める割合は、前期比2.7ポイント減少し8.7%となりました。

利益面に関しては、売上高の増加により売上総利益が4,498,483千円(前期比3.3%増加)となったものの、販売費及び一般管理費については、人員増による人件費の増加などにより3,240,729千円(前期比14.2%増加)となり、営業利益は1,257,753千円(前期比17.1%減少)、経常利益は1,269,747千円(前期比17.3%減少)、当期純利益は1,000,452千円(前期比8.9%減少)となりました。

品目別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 32 期 (2019年3月期)		第 33 期 (当事業年度) (2020年3月期)		前期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
採血管準備装置	千円 3,803,127	% 40.8	千円 4,233,448	% 43.2	千円 430,321	% 11.3
検体検査装置	620,565	6.6	570,813	5.8	△49,751	△8.0
消耗品等	4,908,727	52.6	5,006,272	51.0	97,545	2.0
合 計	9,332,420	100.0	9,810,534	100.0	478,114	5.1

<採血管準備装置>

当事業年度における採血管準備装置の売上高は4,233,448千円(前期比11.3%増加)となりました。

国内市場の売上高は、大規模の医療施設における更新案件が今年度に集中したことにより、3,822,095千円(前期比18.7%増加)となりましたが、海外市場においては、前年度に中国向けの販売案件が集中した反動や、新型コロナウイルスの影響により中国向けの案件に遅延が生じたことなどから、売上高は411,353千円(前期比29.3%減少)となりました。

<検体検査装置>

当事業年度における検体検査装置の売上高は570,813千円(前期比8.0%減少)となりました。

主力製品である血液ガス分析装置について、販売が伸長した昨年度に比べて、国内市場・海外市場ともに足踏みが見られた結果、国内市場での売上高は462,991千円(前期比4.9%減少)、海外市場での売上高は107,822千円(前期比19.3%減少)となりました。

<消耗品等>

当事業年度における消耗品等の売上高は5,006,272千円(前期比2.0%増加)となりました。

国内市場での売上高は、装置の累計販売台数の増加に伴って4,673,664千円(前期比2.6%増加)となった一方、海外市場での売上高は、前期比で減少となる332,607千円(前期比5.8%減少)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、423,114千円であります。

その主なものは、物流センター（横浜市緑区）の開設（145,000千円）及び分析装置用の消耗品製造設備の増設（209,029千円）であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第30期 (2017年3月期)	第31期 (2018年3月期)	第32期 (2019年3月期)	第33期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高(千円)	8,457,238	8,654,247	9,332,420	9,810,534
経 常 利 益(千円)	1,396,309	1,490,631	1,535,226	1,269,747
当 期 純 利 益(千円)	458,128	1,308,516	1,098,100	1,000,452
1株当たり当期純利益 (円)	53.21	152.04	128.13	117.84
総 資 産(千円)	14,115,728	15,493,152	16,155,190	16,569,923
純 資 産(千円)	12,168,799	13,017,720	13,741,840	14,149,293

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

少子化・高齢化の速度が速い我が国では、医療費の増大が国家財政上の大きな負担となり、医療保険財政の悪化に対応するための医療財政の緊縮化、医療費適正化政策の維持・強化等、政府の医療費抑制政策が継続して推進されております。

臨床検査医療費は、医療保険制度のもと、診療体系による支払制度が基準となっておりますため、制度改革論議のもとにおいて恒常的に2年毎におこなわれる診療報酬の改定は、医療機関の収入に影響し、必然的に当社が主要なターゲットとしている臨床検査市場全体へと響くことが予想されます。

また医療施設では、臨床検査装置の自動化、ブランチラボ（注1）やFMS（注2）方式による検査の外注・委託の増加、医療施設の統廃合が引き続きおこなわれ、今後益々の値下げ要請およびメーカー間の競争が激しくなると予想されます。

医療施設におけるコスト削減および効率化がおこなわれていく一方、医療の安全への関心の高まり、質の向上、QOL（注3）を重視する風潮は強まり、病気の診断治療から予防へ、治療技術からQOL重視へと医療の質が転機を迎えつつある現在、医療機器メーカーについても新たな視座に立ち、その在り方を検討することが必要とされております。

このような見通しの中、医療財政やQOLの観点からも、長期療養を要する生活習慣病やストレス診断等のセルフケア、プライマリーケアを実施できるよう、今後も保険点数の影響に左右されにくい検体検査装置やヘルスケア製品の研究開発に引続き注力をしてまいります。

医療施設でのコスト削減および業務効率化に寄与する採血管準備装置については、付加価値の高い新製品の積極的な営業活動を展開してまいります。

一方で、医療費抑制政策が推進される中で、国内市場における案件数は飽和状態に達しつつあることから、海外ニッチマーケットへの進出による販路の拡大を図るべく、世界市場で競争できる製品の開発を進めてまいります。

また、役職員のコンプライアンス意識の向上、内部統制・ガバナンス体制の改善についても、当社が対処すべき最重要課題の一つと位置づけ、引き続き真摯に取り組んでまいります。

（注1）プランチラボ

受託先（検査センター）が病院内のスペースに新たに検査室を作るというものであります。

（注2）FMS（Facility Managed System）

臨床検査を担当する技師およびそのスペースは病院側から提供されるが、分析装置などの設備、試薬や消耗品等のランニングコストおよび、検査部運営のためのノウハウは受託先の検査センターが負担するシステムであります。

（注3）QOL（Quality Of Life）

人間が日常生活上で必要とされている満足感、幸福感、安定感を規定している様々な要因のことです。

(5) **主要な事業内容**（2020年3月31日現在）

当社は、臨床検査用分析装置および医療機器の研究開発、製造、販売、輸出およびこれら装置で使用する消耗品の製造、販売を主たる業務とし、さらにこれら装置の保守サービス等の事業活動を展開しております。

主要な製品は次のとおりであります。

品 目	主 な 製 品
採血管準備装置	採血管準備装置とその周辺機器である採血・採尿自動受付機、TRIPS（RFID検体情報統括管理システム）、採血台搬送表示システム、自動検体仕分け装置、自動尿分取装置、一般検査前処理装置、アンプルラベラー
検 体 検 査 装 置	血液ガス分析装置、ハンディ型血液ガス分析装置、電解質分析装置および赤血球沈降速度測定機、ヘルスケア製品
消 耗 品 等	採血管準備装置、検体検査装置で使用する採血管、ラベル、日常校正イオン電極用常用標準血清、センサーカード、ガストロール、キャリブレーション用パック、ハルンカップ、採血管準備装置および検体検査装置の保守

(6) **主要な営業所および工場**（2020年3月31日現在）

本社 神奈川県横浜市
支店 名古屋（名古屋市千種区）
大 阪（大阪市淀川区）
福 岡（福岡市博多区）
台 湾（新北市中和区）
営業所 札 幌（札幌市中央区）
仙 台（仙台市泉区）
甲信越（長野県松本市）
北関東（さいたま市大宮区）
広 島（広島市中区）
松 山（愛媛県松山市）

(7) **使用人の状況**（2020年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
225（69）名	2名増（10名増）	39.1歳	9.6年

（注）使用人数は就業員数であり、派遣社員および海外支店の現地採用社員は含んでおりません。（ ）内は、パート社員の年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 35,040,000株
- ② 発行済株式の総数 8,760,000株
(注) 発行済株式の総数には、自己株式280,701株が含まれております。
- ③ 株主数 2,250名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
實 吉 繁 幸	1,314,500株	15.50%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	692,200株	8.16%
GOLDMAN SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	594,500株	7.01%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	465,300株	5.48%
鈴 木 索	438,000株	5.16%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	385,540株	4.54%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	363,791株	4.29%
株 式 会 社 オ ー ト ニ ク ス	273,600株	3.22%
平 澤 修	245,050株	2.88%
鈴 木 満 寿 世	243,600株	2.87%

(注) 当社は自己株式を280,701株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式 (280,701株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	實 吉 政 知	－
取 締 役	武 田 真 人	営 業 本 部 長 兼 本 社 営 業 部 長
取 締 役	津 川 和 人	経 営 管 理 本 部 長
取 締 役	中 野 靖	研究開発本部長兼研究開発本部 医療ソリューション開発部長
取締役（常勤監査等委員）	松 尾 晋 一	－
取締役（監査等委員）	安 酸 庸 祐	ときわパートナーズ法律事務所 弁護士 公益財団法人佐々木研究所 監事
取締役（監査等委員）	尾 関 純	公認会計士尾関会計事務所 代表 ユー・エム・シー・エレクトロニクス 株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 松尾晋一氏、安酸庸祐氏、尾関純氏は、社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員である取締役3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 監査等委員による情報収集の効率を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、取締役松尾晋一氏、安酸庸祐氏、尾関純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 尾関純氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
平 澤 修	2019年6月26日	任 期 満 了	開 発 本 部 長
松 本 俊 一	2019年6月26日	任 期 満 了	設 計 本 部 長
井 上 淳	2019年6月26日	任 期 満 了	マ ー ケ テ ィ ン グ 部 長
倉 島 君 夫	2019年6月26日	任 期 満 了	取 締 役（監 査 等 委 員）

③ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	7名	196,410千円
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ） （ う ち 社 外 取 締 役 ）	4名 (4名)	22,901千円 (22,901千円)
合 計 （ う ち 社 外 取 締 役 ）	11名 (4名)	219,311千円 (22,901千円)

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日付で任期満了により退任した取締役（監査等委員を除く）3名および取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。また、上記報酬枠とは別枠で、2018年6月27日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬として、年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 2019年6月26日開催の定時株主総会において、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いただいております。打ち切り支給の予定額は、取締役（監査等委員を除く）2名に対して35,145千円、取締役（監査等委員）2名に対して453千円（うち社外取締役1名に対して140千円）であります。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2019年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）3名に対して85,780千円、取締役（監査等委員）1名に対して1,045千円の役員退職慰労金を支払っております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）安酸庸祐氏は、ときわパートナーズ法律事務所に所属する弁護士であり、当事業年度において当社から同法律事務所への専門家報酬の支払がありました。また同氏は、公益財団法人佐々木研究所の監事であり、当社は同法人の運営する杏雲堂病院と取引があります。いずれについても、当事業年度における支払および取引金額の実績は、当事業年度の当社売上高の0.1%未満であります。

取締役（監査等委員）尾関純氏は、公認会計士尾関会計事務所の代表であり、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。また同氏は、図書印刷株式会社の社外監査役でありましたが、2019年9月30日付で退任いたしました。公認会計士尾関会計事務所、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社および図書印刷株式会社と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 (監査等委員) 松 尾 晋 一	当事業年度に開催された取締役会14回の全てと、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。必要に応じて、化学製品メーカーの営業部門における豊富な経験と見識を有する取締役として発言をおこなっております。
取締役 (監査等委員) 安 酸 庸 祐	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回と、監査等委員会15回のうち13回に出席いたしました。必要に応じて、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有する取締役として発言をおこなっております。
取締役 (監査等委員) 尾 関 純	当事業年度に開催された取締役会14回の全てと、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。必要に応じて、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有する取締役として発言をおこなっております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人シドー

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の活動内容および報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画、報酬見積りの算出根拠が適正であることを確認したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、2018年7月4日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。改定後の当該基本方針の内容は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人（＝社員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、役員及び社員の行動指針として制定した、「倫理規定および行動規範」および「コンプライアンス規程」の周知と実践を図り、あらゆる企業活動において、法令・ルールおよび企業倫理の遵守(コンプライアンス)を最優先事項とすることを徹底する。
- ロ. 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
- ハ. 取締役の職務執行にあたっては、取締役相互で監視するほか、監査等委員会による監査を受ける。
- ニ. 業務部門から独立した代表取締役直轄部門の内部監査室による内部監査を実施し、法令および定款に反する行為の有無の監視をおこなう。
- ホ. 法令違反又は社内ルール違反を役職員が発見した場合の報告体制をコンプライアンス規程において整備することにより、通報者の保護に配慮した内部通報制度を構築する。
- ヘ. 使用人（＝社員）の職務の執行状況を定期的に各部門長へと報告させ、取締役は使用人（＝社員）の職務執行状況が、法令および定款等に適合しているかを監視する。
- ト. 報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、経理業務に関する規程を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを識別し、予防および牽制機能の整備・運用・評価を継続して不備があれば是正していく体制を整備する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営管理本部を主担当部門とし、リスクの洗い出しと見直し、対応策の策定を継続的に進める。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスクの管理とリスクの極小化を図るとともに、万が一不測の事態が発生した場合においては、予め定めている『トップへの緊急報告制度』に則り、速やかに代表取締役へ報告し、代表取締役を責任者として、速やかに必要な対策を講じる。
- ロ. リスク発生の可能性を認識したうえで、リスク発生の回避あるいは極小化および発生した場合の対策を講じる。

③ 取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 当社の取締役は「中期経営計画」および「年度予算」に基づいて、業績目標を設定し、その達成状況を取締役会および本部長会議において定期的に報告する。
- ロ. 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制として、職務分掌規程および権限規程に従って取締役は業務を執行し、毎月定期的に取締役会を開催し、各取締役から職務の執行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて随時に臨時取締役会を開催する。

④ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役は、『文書取扱規程』に従って、取締役・社員が適切に各種議事録等、取締役の職務執行にかかる情報および文書（電磁的記録を含む）を整備し、保存・管理するように指導する。取締役および監査等委員は、必要に応じて当該文書を閲覧することができる。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（＝社員）に関する事項、当該使用人（＝社員）の他の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会から職務補助者（監査等委員会スタッフ）の設置について要請があった場合には、監査等委員と他の取締役が協議のうえ、専任または兼任の使用人を監査等委員会スタッフとして配置するものとする。当該スタッフは、監査等委員会スタッフ業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。また、当該スタッフの人事考課については監査等委員会がおこない、人事異動については、監査等委員会の事前同意を得たうえで決定するものとし、他の取締役からの独立性を確保する。

- ⑥ 取締役および使用人（＝社員）が監査等委員会に報告するための体制ならびに報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役および使用人（＝社員）は、監査等委員が出席する取締役会・本部長会議等において、その担当する職務の執行状況について報告するとともに、随時、各監査等委員の求めに応じて業務執行状況の報告をおこなう。
 - ロ. 取締役および使用人（＝社員）は、法令等に違反する事項あるいは当社に著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項が発生した場合は、監査等委員に対して遅滞なく報告する。
 - ハ. 監査等委員に報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由に不利益取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は取締役会のみならず他の重要と判断される社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて他の取締役に対して必要な調査・報告等の要請をおこなう。
 - ロ. 監査等委員は、緊急の問題が発生した場合は、会計監査人と随時相談をおこなう。
 - ハ. 監査等委員は、代表取締役との間において定期的な意見交換会を設定する。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務室において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 監査等委員会設置会社として、監査等委員による取締役会の監督のもとでコーポレート・ガバナンス体制を強化し、経営の透明性、効率性の向上を図っております。
- ② 当事業年度において取締役会を14回開催し、経営の基本方針に係る重要事項を決議するとともに、各取締役の職務の執行状況等につき監督をおこなっております。
- ③ 当事業年度において、取締役、監査等委員並びに本社各部署・支店・営業所の責任者の出席のもと「全国責任者会議」を3回開催し、経営計画の進捗についての確認、重要情報の共有等をおこなっております。
- ④ 監査等委員会、会計監査人並びに内部監査室が、必要に応じて随時会合を持ち、相互に監査範囲・結果・状況等についての情報共有と交換をおこなっております。
- ⑤ 代表取締役および取締役は、各種法令、コンプライアンスの遵守に向けた取り組みを最重要課題と認識し、教育研修をはじめ啓蒙を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つと位置付けて、経営環境、業績に裏付けられた成果の配分と、内部留保額の決定をおこなうことを基本方針としております。

各事業年度における配当の回数につきましては、期末配当のみ1回を基本としておりますが、業績の状況に応じて中間配当制度を活用し、株主の皆様への適切な利益還元を図りたいと考えております。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をおこなうことができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保金につきましては、激変する社会の変化、医療の変化に迅速に対応すべく、不断の技術革新に努め、市場ニーズに対応した新規性のある製品の研究開発やグローバルな事業戦略の展開を積極的におこなうために有効投資をし、収益の向上を図り株主の皆様へ還元してまいりたいと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,512,192	流 動 負 債	2,227,060
現金及び預金	9,762,065	買 掛 金	1,081,542
受 取 手 形	50,261	未 払 金	349,253
電子記録債権	468,304	未 払 費 用	76,209
売 掛 金	2,803,941	未 払 法 人 税 等	130,974
商品及び製品	990,982	未 払 消 費 税 等	93,786
仕 掛 品	245,606	前 受 金	162,504
原材料及び貯蔵品	122,803	預 り 金	11,752
前 払 費 用	39,714	賞 与 引 当 金	157,369
そ の 他	30,754	役員賞与引当金	14,625
貸 倒 引 当 金	△2,241	前 受 収 益	147,789
固 定 資 産	2,057,730	そ の 他	1,252
有 形 固 定 資 産	1,605,445	固 定 負 債	193,568
建 物	577,083	退職給付引当金	156,999
構 築 物	243	製品保証引当金	969
機 械 及 び 装 置	190,093	そ の 他	35,598
工 具 器 具 備 品	50,698	負 債 合 計	2,420,629
土 地	787,326	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	29,056	株 主 資 本	14,149,293
電 話 加 入 権	1,177	資 本 金	1,069,800
特 許 権	1,562	資 本 剰 余 金	968,140
ソ フ ト ウ ェ ア	26,315	資 本 準 備 金	967,926
投 資 そ の 他 の 資 産	423,228	そ の 他 資 本 剰 余 金	214
出 資 金	7,510	利 益 剰 余 金	12,692,636
長 期 前 払 費 用	23,769	利 益 準 備 金	18,483
繰 延 税 金 資 産	304,657	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,674,152
そ の 他	87,291	別 途 積 立 金	8,800,000
資 産 合 計	16,569,923	繰 越 利 益 剰 余 金	3,874,152
		自 己 株 式	△581,282
		純 資 産 合 計	14,149,293
		負 債 純 資 産 合 計	16,569,923

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,810,534
売 上 原 価		5,312,050
売 上 総 利 益		4,498,483
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,240,729
営 業 利 益		1,257,753
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	329	
受 取 配 当 金	1,645	
受 取 賃 貸 料	5,999	
そ の 他	5,905	13,878
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	642	
そ の 他	1,242	1,885
経 常 利 益		1,269,747
特 別 利 益		
受 取 損 害 賠 償 金	80,000	80,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	183	
訴 訟 関 連 費 用	10,553	10,736
税 引 前 当 期 純 利 益		1,339,010
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	326,652	
法 人 税 等 調 整 額	11,905	338,558
当 期 純 利 益		1,000,452

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,069,800	967,926	－	967,926	18,483	8,300,000	3,776,579	12,095,063
当期変動額								
剰余金の配当							△402,880	△402,880
当期純利益							1,000,452	1,000,452
別途積立金の横立						500,000	△500,000	－
自己株式の取得								
自己株式の処分			214	214				
当期変動額合計	－	－	214	214	－	500,000	97,572	597,572
当期末残高	1,069,800	967,926	214	968,140	18,483	8,800,000	3,874,152	12,692,636

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△390,949	13,741,840	13,741,840
当期変動額			
剰余金の配当		△402,880	△402,880
当期純利益		1,000,452	1,000,452
別途積立金の横立		－	－
自己株式の取得	△200,013	△200,013	△200,013
自己株式の処分	9,681	9,895	9,895
当期変動額合計	△190,332	407,453	407,453
当期末残高	△581,282	14,149,293	14,149,293

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社テクノメディア
取締役会 御中

監査法人シドー
横浜事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 田 和 重 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 政 近 克 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノメディアの2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月3日

株 式 会 社 テ ク ノ メ デ ィ カ 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員(社外取締役)	松	尾	晋	一	㊞
監査等委員(社外取締役)	安	酸	庸	祐	㊞
監査等委員(社外取締役)	尾	関		純	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つと位置付けし、経営環境、業績に裏付けられた成果の配分と、内部留保額の決定をおこなうことを基本方針としております。

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開および安定配当の維持等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

1株につき金49円といたしたいと存じます。

当社普通株式 1株につき金49円 総額415,485,651円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関して当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	さね よし まさ とも 實 吉 政 知 (1973年4月1日生)	1995年4月 株式会社オートニクス入社 1999年6月 当社入社 2002年4月 当社総務室長 2009年6月 当社取締役総務室長 2013年6月 当社取締役社長補佐 2014年6月 当社代表取締役社長（現任）	186,000株
	[取締役候補者とした理由] 實吉政知氏を取締役候補者とした理由は、営業・事務部門の実務経験・統括業務経験を通じて広い見識を持ち、当社の経営者に相応しい経験と能力を有しており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。		
2	たけ だ まさ と 武 田 真 人 (1962年2月24日生)	1986年4月 株式会社三幸商会入社 1997年3月 当社入社 2004年1月 当社名古屋支店長 2009年6月 当社取締役西日本営業部長兼名古屋支店長 2014年6月 当社取締役西日本営業部長兼大阪支店長兼名古屋支店長 2016年8月 当社取締役営業本部長兼本社営業部長（現任）	8,700株
	[取締役候補者とした理由] 武田真人氏を取締役候補者とした理由は、営業部門における豊富な経験を有し、営業部門の統括において重要な役割を果たしており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	つがわ かず と 津川和人 (1952年4月16日生)	1977年 4 月 三井東圧化学株式会社（現三井化学株式会社）入社 2006年 4 月 本州化学工業株式会社和歌山工場事務部長 2007年 6 月 同社取締役人事総務部長兼和歌山工場事務部長 2011年 6 月 同社常務取締役人事総務部長 2016年 6 月 同社常務取締役人事総務部長退任 2017年 6 月 当社取締役（常勤監査等委員） 2018年 6 月 当社取締役経営管理本部長（現任）	2,200株
		[取締役候補者とした理由] 津川和人氏を取締役候補者とした理由は、化学メーカーの管理部門における豊富な知見を有し、当社の管理部門を統括する取締役として今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。	
4	なか の やすし 中野靖 (1969年5月23日生)	1993年 1 月 株式会社エイアンドティー入社 2004年 5 月 当社入社 2009年 4 月 当社医療ソリューション開発部課長 2016年 4 月 当社研究開発本部医療ソリューション開発部長 2019年 6 月 当社取締役研究開発本部長兼医療ソリューション開発部長（現任）	1,900株
		[取締役候補者とした理由] 中野靖氏を取締役候補者とした理由は、研究開発部門において豊富な経験を有し、当社の研究開発活動の方針策定等において重要な役割を果たしており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。	

(注) 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役の松尾晋一氏、安酸庸祐氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	まつ お しん いち 松 尾 晋 一 (1951年10月11日生)	1976年4月 北興化学工業株式会社入社 2005年2月 同社海外開発営業部長 2011年2月 北興産業株式会社取締役営業本部長 2013年2月 同社取締役営業本部長退任 2018年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	400株
	〔社外取締役候補者とした理由〕 松尾晋一氏は、長年にわたり化学製品メーカーの営業部門等で培った豊富な経験を有し、この見識を当社の監査等に反映いただけるものと期待し、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。		
2	やす かた よう すけ 安 酸 庸 祐 (1957年12月26日生)	1993年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 和田隆二郎法律事務所入所 2004年4月 ときわパートナーズ法律事務所設立 2016年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	800株
	〔社外取締役候補者とした理由〕 安酸庸祐氏は、企業経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士としての深い見識を有し、上場企業における顧問弁護士等の経験から企業法務にも精通しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営を監督いただけることを期待し、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松尾晋一氏、安酸庸祐氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松尾晋一氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 安酸庸祐氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって3年9か月となります。
5. 当社は松尾晋一氏、安酸庸祐氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は松尾晋一氏、安酸庸祐氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本定時総会において両氏が再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。

以 上

メ モ

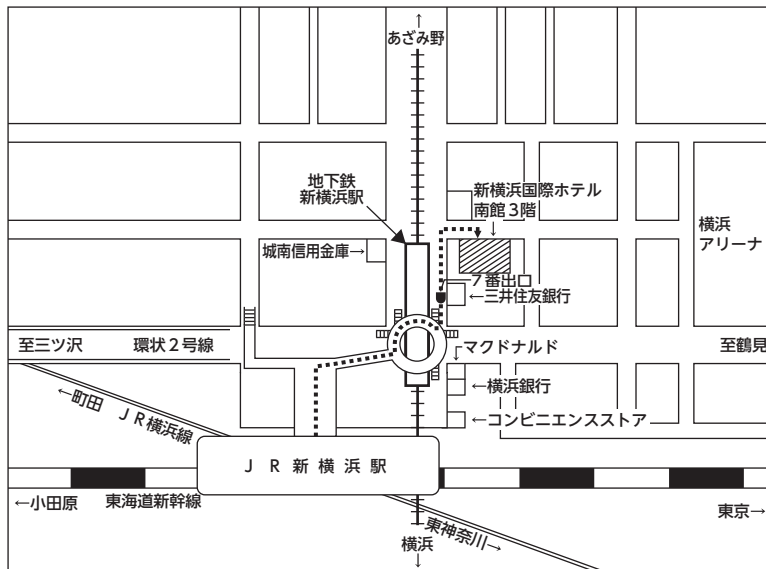
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：横浜市港北区新横浜三丁目18番1号

新横浜国際ホテル南館3階 「ヘンリーハウス」

電話番号 045 (473) 1311



ご利用いただく交通機関

J R 新横浜駅・北口より歩行者デッキを利用し徒歩3分

横浜市営地下鉄新横浜駅7番出口より徒歩1分

○駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

○ご出席の株主様へのお土産のお渡しはございません。何卒ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。